

2021(令和3)年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜(前期)
試験科目: 民事法(民事訴訟法)

1. 民事訴訟法 114 条 1 項にいう「主文に包含するものに限り」とは、何を意味するか。8 行程度で答えなさい。

2. X と Y との間には、甲土地の所有権につき争いがあった。X は、X の所有する甲土地を Y が無断で占有しているとして、Y を相手取り、甲土地が X の所有であることの確認を求めて訴えを提起した。適法な審理の結果、裁判所は、甲土地が X の所有であることを確認する請求認容判決をし、この判決は確定した(前訴確定判決)。しかし、Y が甲土地を占有し続けたことから、X は、Y を相手取り、甲土地の明渡しを求めて訴えを提起した(本件訴訟)。X は、第 1 回口頭弁論期日において、請求原因事実を主張した(甲土地の所有者が X であるとの主張、Y が甲土地を占有しているとの主張)。これに対し、Y は、甲土地を占有することは認めたものの、甲土地の所有者は Y であるとして X の主張を争つたが、抗弁は主張しなかった。本件訴訟につき、裁判所は、証拠調べを経ずに判決をすることができるか。理由を付して、答えなさい。

3. Y は、X に売り渡したと主張するパソコンセット(50 万円)の代金として、X を相手取り、「X は、Y に対し、金 50 万円を支払え」との判決を求めて、訴えを提起した。これに対して、X から、パソコンセットはいまだ Y より引き渡されていないとして、民法 533 条の同時履行の抗弁権に基づき、パソコンセットの引渡しがあるまで代金の支払を拒絶するとの抗弁が提出された。裁判所は、適法な審理の結果、「X は、Y から X に対するパソコンセットの引渡しと引き換えに、Y に対し、金 50 万円を支払え」との判決をし、この判決は確定した(前訴確定判決)。ところが、Y は、X に対し、一向にパソコンセットの引渡しをしようとしていない。やむなく X は、パソコンセットの引渡しを求めて、訴えを提起した(本件訴訟)。X は、パソコンセットの引渡請求権の存在を基礎づけるために前訴確定判決の既判力を主張した。本件訴訟に前訴確定判決の既判力は及ぶか。理由を付して、答えなさい。